⑵　移行期間中における当面の取組

現状の医療機関の情報システムは、オンプレミス型が多く、また、データ・インターフェイスが標準化されておらず、これに伴う現地導入作業の煩雑さが普及のハードルとなっている。そのため、クラウド上の医療ＤＸサービスを全国に普及させていくに当たり、医療機関の情報システムについて、システム更新時に、医療ＤＸサービスと接続しやすいクラウドネイティブ型への刷新を促進していく。

全国の医療機関においてクラウドネイティブ型への刷新が完了するには、一定の期間を要することから、国が開発する標準型電子カルテ（導入版）や個別領域の閲覧入力サイト（予防接種サイト等）の活用等により、早期に医療ＤＸのメリットをできるだけ発現させる。

サイバーセキュリティ対策についても、当面の対策として、地域の拠点となる病院を対象に重点的に実施する。

⑶　全国医療等情報プラットフォームの構築

国全体で共有化・活用すべき医療等情報を連携する基盤として、全国医療等情報プラットフォームを構築し、医療機関・薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体等関係機関と連携するとともに、国民がそれらの情報をマイナポータル等で閲覧・活用できるようにする。この取組によって、ＤＸのメリットを具現化するものであるが、その検討・構築に当たっては、⑴及び⑵の医療機関の情報システムの基盤整備の取組と連動させて実施していくものとする。

全国医療等情報プラットフォームでの取組については、以下の点に留意して推進していく。

①　ＤＸサービスは複数あるが、これらを利用する主体は同一の医療機関等であり、複数のシステム改修やそれに伴う事務手続等を効率的・計画的に行えるよう、国のＤＸ担当部局間の連携を強化

②　標準仕様に準拠した電子カルテの認証制度を活用し、ベンダーに対して医療ＤＸ対応の早期のアプリケーション改修を要請

③　要件定義段階から、普及後に生じるメリットに見合う開発・運営コストに抑えられるかを十分に考慮して、導入の是非について検討

④　全国普及の進捗状況やＤＸ効果について、ダッシュボードにより進捗状況を見える化し、普及施策に資するとともに、国民の理解を醸成

⑷　本方針の対象期間及び目標

本方針の対象期間は2026年10月１日から2030年３月31日までの３年半とする。

2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）について電子カルテ普及率100％を目指す。また、2030年末までに、以下を達成することを目指す。

①　必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテの普及率約100％の達成

②　地域の拠点となる病院全てに対してセキュリティ点検、外部接続点の適正化等のサイバーセキュリティ対策を実施

③　大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）が提供される環境を整備

第２　医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

１　医療ＤＸサービス利用のための基盤整備

⑴　クラウドネイティブ型電子カルテの普及

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号。以下「令和７年医療法等一部改正法」という。）においては、「政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。」と定められている。

この方針を踏まえ、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービス等の政府ＤＸサービスに接続すること等を要件とする標準仕様に即したクラウドネイティブ型電子カルテの認証制度を2026年度中に構築し、認証された電子カルテ製品の普及を促進する。また、並行して、標準型電子カルテ（導入版）について、2026年度中の完成を目指して開発を進めるとともに、医療機関による導入を促進し、政府ＤＸサービスへの円滑な接続を促していく。

歯科電子カルテについても、標準仕様の内容を今年度から検討し、2027年度中の策定を目指すとともに、認証制度の構築を進める。その後、歯科の標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの普及を目指す。

⑵　大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の開発・普及支援

次世代病院情報システムへの刷新を見据え、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の一体的・集中的な開発の支援や普及の支援を行う。また、前提として、電子カルテ・部門システムにおける標準コード・マスタ及び交換規約の整備（恒久的な管理体制の整備を含む。）並びにクラウド間連携を進めることにより、システム全体の効率性及び相互運用性の向上を図っていく。

また、⑴及びこれらの取組を講じつつ、クラウドネイティブ型製品が普及するまでの経過的な対応として、政府ＤＸサービスに対応する電子カルテ（オンプレミス型等）の普及に向けた取組を進める。具体的には、政府ＤＸサービスへの接続機能及びサイバーセキュリティ対策を標準として備え、ノンカスタマイズを前提とする「パッケージ版・電子カルテ製品」の普及等を推進する。

⑶　サイバーセキュリティ対策の強化

クラウド技術等の活用を通じたサイバーセキュリティの強化を行う。

システム刷新を図る間の当面の対策として、2030年度までに、地域の拠点となる病院を中心に、ネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進、多要素認証やシステム管理ツールの導入、人材の育成と有効活用を図る。

特に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和８年法律第38号）による改正後の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）に基づき、施行時に各地方（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）につき少なくとも１病院を指定することを検討している基幹インフラ制度の対象となる病院については、指定後１年以内にセキュリティ対策状況の点検、ＢＣＰ対策を含む緊急的な対応及び致命的な脆弱性がないことの確認・対応を完了する。その他の特定機能病院についても、2028年度までに、セキュリティ対策状況の点検及びＢＣＰ対策を含む緊急的な対応を完了する。これらの病院について、2030年度までに外部接続点の適正化を実施する。

２　全国医療等情報プラットフォーム

⑴　医療情報基盤

①　マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進

医療機関等の受診に関してマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した中で、医療ＤＸの基盤となるマイナ保険証の円滑な利用に向けた取組や、患者の利便性の向上に向けた取組を行っていく。